

(差押債権者の金銭債権の取立て等に關する経過措置)

第三条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る金銭債権を差し押された債権者がその債権を取り立てることができるようになるための期間については、新民事執行法第百五十五条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の民事執行法第百五十五条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により差押債権者が金銭債権を取り立てることができることとなつた場合における新民事執行法第百五十五条第五項から第八項まで（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）

以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第五項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てる」とができる」となつた日（）とあるのは「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（平成三十一年法律第一号。以下「平成三十一年改正法」という。）の施行の日（同日以降に）と、同条第六項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てる」とができることとなつた日」とあるのは「平成三十一年改正法の施行の日」とする。

3 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る新民事執行法第百五十九条第一項又は第一百六十一条第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による決定の効力については、新民事执行法第百五十九条第六項及び第一百六十一条第五項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る配当又は弁済金の交付を実施すべき時期については、新民事执行法第百六十六条第三項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

出典：法務省作成 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案関係資料より抜粋

平成31年4月2日（火）衆議院 法務委員会 衆議院議員 隅 猛（国民民主党）



▼ International

日本経済新聞



設定 ログイン お申し込み

# 日本経済新聞

2019年3月29日(金)



記事 株価

トップ 経済・政治 ビジネス マーケット テクノロジー 國際・アジア スポーツ 社会 地域 オピニオン 文化 マナー ライフ

□ストーリー □速報 □朝刊・夕刊

□日経会社情報 □人事ウォッチ □Myニュース

## 仮想通貨、差し押さえ強制執行できず 「技術的に困難」

2018/6/13 17:01

保存 共有 印刷 その他▼

裁判所が仮想通貨口座の資金の差し押さえ命令を出したのに仮想通貨交換会社が「技術的に困難」として対応せず、強制執行できない状態になる事例があったことが13日、分かった。仮想通貨を確実に強制執行する仕組みは未整備で、専門家は「差し押さえ逃れや資産隠しに悪用される恐れもある。対策が必要だ」と指摘している。

差し押さえを申し立てたのは70代の女性。

代理人の藤井裕子弁護士によると、2016年5月、埼玉県内の業者から「転売すれば利益が出る」と勧誘され、約50万円相当の仮想通貨を相場の30倍の1500万円で購入させられる消費者トラブルに遭った。

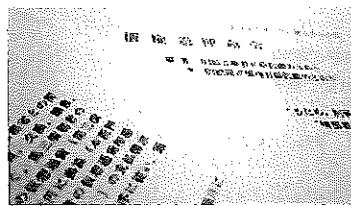
業者側と購入代金の返還で和解したが、支払いが停止。未返済の約1300万円を回収するため、業者の代表者名義の仮想通貨「リップル」の口座に当たる「ウォレット」内の債権差し押さえを申し立て、さいたま地裁が17年7月と18年4月、2回にわたり命令を出した。

だが交換会社は「ウォレットは当社で管理していない。技術上、二重払いの危険があり、返還できない」と主張。交換会社側ではウォレットの凍結はできず、交換会社が被害金を代わりに支払った場合、業者側から回収できずに損失を被ることなどを理由に対応を見送ったという。

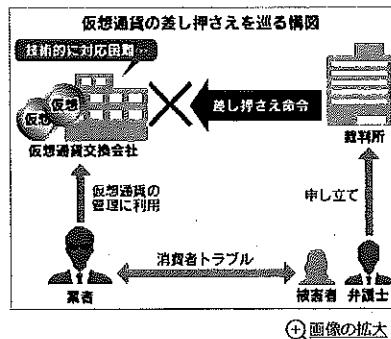
ウォレットが凍結されなかつたため業者が仮想通貨を移動させた形跡がみられたが、代金返還は停止したまま。被害者側は資金を回収できない状態が続いている。藤井弁護士は「交換会社側が強制執行に応じなければ、被害救済が難しくなる」と問題視している。

この交換会社は日本経済新聞の取材に対し、「顧問弁護士と協議し、弁済に法的な問題があることが判明した。(被害者の)女性への支払いはしていない」とコメントした。同社は18年3月に福岡財務支局から業務改善命令を受け、その後、改正資金決済法に基づく仮想通貨交換業の登録申請を取り下げる方針を明らかにした。

仮想通貨に詳しい麗澤大の中島真志教授(金融論)は「管理者のいない仮想通貨は公権力による差し押さえなどを想定していない。技術的にも確実な強制執行を担保するのは不可能だ」と指摘。マネーロンダリングや資産隠しなどの温床になりかねないとして「現状では健全な金融取引になじまない。せめて交換会社が預かり金などを凍結できるような法整備やルールづくりが不可欠だ」と話している。



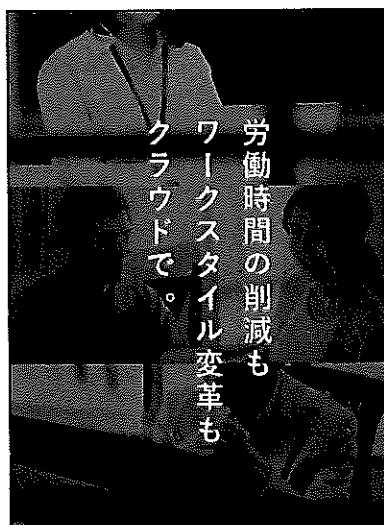
裁判所が仮想通貨の差し押さえ命令を出して、交換会社が応じない事例もある一部画像処理しています



### アクセスランキング

一覧 &gt;

- 南海トラフ、事前避難地域を選定へ 政府が対応指針
- ソニー、スマホ人員を最大半減 日本勢の退潮鮮明に
- 新元号、1日午前11時半に公表 首相は正午に談話発表



クラウド移行  
早割キャンペーン実施中

期間】2019年6月21日まで

Microsoft 365

### 日経からのお知らせ

キャリア採用、通年で募集

「見えてきた?」特設サイト公開中  
新生活は電子版で! 春割で5月末まで無料!

### おすすめ情報

- 定額制で使い放題のシェアオフィス OFFICE PASS  
お客様との会食はおもてなしの個室で レストラン  
嘉徳、文長…新元号は未採用案から? BizGate

出典: 平成30年6月13日 日本経済新聞 電子版 記事

平成31年4月2日(火) 衆議院法務委員会 衆議院議員 隅 猛(国民民主党)

## ■差し押さえに応じる会社も

仮想通貨に対する強制執行に応じている交換会社もある。仮想通貨交換会社大手のGMOコインは「裁判所や税務当局からの顧客口座の差し押さえ要請に応じた事例は数件ある」と説明。契約時の約款に「差し押さえの申し立てを受けた場合、サービスの利用を停止、解約できる」と明記しており、日本円に換金した上で、指定口座に送金する手続きをとるという。

同大手のビットフライヤーも「差し押さえ命令を受けた事例は過去に数件ある」と回答。技術的には凍結は可能と説明したが、命令にどう対応したかは「機密情報で答えられない」とした。

また仮想通貨は個人のパソコンや印刷物に保管することも可能。こうした交換会社を介さない「タンス仮想通貨」の場合、所有者がアドレスや秘密キーを明かさない限り、技術上、送金や換金はできない。

税務当局も対応に苦慮する。税金を滞納した場合の差し押さえは仮想通貨も対象となる。滞納者が交換会社を使つていなければ仮想通貨を無断で換金したり、送金されたりする恐れがある。「差し押さえの実効性に課題がある」（国税関係者）のが実情だ。

春割実施中！無料期間中の解約OK！  
日経電子版が5月末まで無料！

無料・有料プランを選択

会員の方はこちら

今すぐ登録

ログイン

保存 共有 印刷 その他

PR 築25年の家を4480万円でお得に売却する方法とは？／マンションマーケット

## 関連キーワード

藤井裕子 仮想通貨 中島真志 ウォレット 交換会社 GMOコイン

さいたま地方裁判所 ビットフライヤー

□電子版トップ

PR 【春割】実施中！日経電子版が5月末までお得／申し込みはこちら

PR 今こそ「働きがい」高めませんか／無料セミナー好評開催中／GPTWジャパン

PR 神田ビル1棟すべてコワーキングスペースの自由席も使い放題 日経OFFICE PASS

PR 「企業からのお知らせ」掲載企業をこちらでご確認いただけます

PR 不動産の保有から利用へ。平成時代の不動産戦略を振り返る／三菱地所リアル

PR 行けなかったあのセミナー「動画」で視聴できるんだ！／イノベーション

PR 定額手数料のマンション売却で106.2万円もオトクに 東京レジデンスマーケット

PR 最新のサービスやイベント情報をお届けします【日経電子版コンシェルジュ】

PR 2018年新規上場の全4投資法人が語る強みと成長戦略／日経Jリートセミナー

[PR]トレンドウォッチ

労働法の全体像を1日で学ぶ

スキルアップ

人生100年時代の住まいの選択肢は？

マンション相場

あなたの市場価値を5分で無料診断

販促

世界で、あなただけの家を見つけよう

海外不動産

ハンズフリーで撮影可 超軽量VRカメラ

未来ショッピング

[PR]

一覧はこちら

足裏を鍛えてみませんか

SIXPADはヘルスケアという新しい領域へ MTG



ゲリラ豪雨をめぐる攻防

IoTの活用で地下世界を「見える化」する最先端技術／明電舎



シリーズ第3回、公開中

世界各地で奮闘する社員を追う～LGカナダプロジェクト／三菱商事



ひらめきブックレビュー

良い本に出会いたい。ビジネスに活ける必読の8冊



Symantec.

気づかないうちに  
盗まれてるかも。

かみ共向けの  
クラウド型セキュリティサービス ト豊田トライアルはこちら

SB C&S

## アクセスランキング

一覧

1. 南海トラフ、事前避難地域を選定へ、政府が対応指針

2. ソニー、スマホ人員を最大半減 日本勢の退潮鮮明に

3. 新元号、1日午前11時半に公表 首相は正午に談話発表

4. 中高年ひきこもり61万人 内閣府が初調査

5. 米混車大手リフト、時価総額2.2兆円 楽天が筆頭株主

6. 第二三共、抗がん剤で英社と提携 最大760億円受領

7. 積室外交、締め下の外務省 侍従長を3代連続で贈出

8. 「MaaS」加速へ90社連携 トヨタ・ホンダ異例の握手

9. 堀城 厚労省（下）120兆円差配の巨大組織

10. USB4、10年ぶり世代更新にちらつくアツブルの影

3/29 17:00 更新

## 日経BP社

日経 XTECH (クロステック)

厚労省の不適切統計問題 システム改修怠る

出典：平成 30 年 6 月 13 日 日本経済新聞 電子版 記事

平成 31 年 4 月 2 日（火）衆議院法務委員会 衆議院議員 隅 猛（国民民主党）

当検察審査会が、本件各不起訴処分について判断した理由は、次のとおりである。

(1) 有印公文書変造・同行使罪について

ア 検察官は、有印公文書変造・同行使罪の成立のポイントである本件決裁文書の作成権限の有無について、被疑者らにその権限が全くないとは言い切れないというあいまいな判断しかしていない。

イ 被疑者らの本件決裁文書の作成（修正）権限の有無は別にしても、一旦最終決裁権者の決裁を完了した文書を修正する場合には、その必要性と修正箇所を明らかにした上、再度決裁を了するのが社会的常識であると考えられるところ、今回は、その常識を逸脱した行為がされており、一部の文書については、相当大幅な削除がなされたことにより、第三者の視点から見ても、原本が証明していた内容が変わってしまったとの評価ができることから、変造であると言わざるを得ない。

ウ 各被疑者の判断

前記ア及びイを基に各被疑者について、以下検討する。

(ア) 被疑者佐川宣壽

国有財産行政を所掌する財務省理財局のトップであり、本件行為は自身の国会答弁に起因したものである。

実質的な指揮命令権を有しております、部下の供述等からしても、指示していないという本人の供述に信用性がない。仮に具体的な指示がなかったとしても、その責任は重大である。

(イ) 被疑者中村稔

本件において、財務省理財局全体の取りまとめや対外的な窓口を果たす総務課のトップとして、被疑者佐川に最も近い立場にあり、財務省理財局内及び近畿財務局に伝達する役目を担つ